

川 監 発 第 3 6 号
令和4年10月24日

川口市監査委員 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市代表監査委員 澤野 高雄



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年5月31日執行の監査委員事務局定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について

報酬において、月額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和4年6月分から、識見委員報酬及び議会選出委員報酬を条例に則り支出するよう事務を改め、現在も継続して適正に事務を執行しております。

契約事務について

賃貸借契約において、契約の締結が川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和4年6月14日に締結した賃貸借契約において、規則に定められた期間までに契約を締結しました。

今後も契約関係規定の確認を怠ることなく適正な事務の執行に努めてまいります。

